

	現 状	課 題	景観計画改定方針
景観に関する主な取り組み等 <ul style="list-style-type: none"> ◆景観の規制・誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画策定と運用 ・景観法第16条に基づく届出制度 (年間平均約106件の届出あり。内訳は基地局、集合住宅が多い。) ・屋外広告物条例 ◆施設整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・本陣通りの景観整備(舗装・無電柱化等) ・草津川跡地整備事業 ・東海道統一案内看板の設置 ◆市民意識の醸成等 <ul style="list-style-type: none"> ・無料出前講座 ・景観づくりチャレンジ隊 ◆文化財が新たに日本遺産に登録 <ul style="list-style-type: none"> ・草津のサンヤレ踊り(平成30年5月) ・芦浦観音寺(平成30年5月) ◆上位・関連計画の策定等 <ul style="list-style-type: none"> ・草津市都市計画マスタープラン(令和4年1月) ・みどりの基本計画(令和3年9月) ・草津川跡地利用基本計画(平成24年10月) ・草津市文化財保存活用地域計画(令和2年3月) ・びわこ東海道景観基本計画(令和3年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆届出制度の運用課題 <ol style="list-style-type: none"> ①景観形成基準の適用範囲について、地区計画が設定されている場合の措置の記載が求められる。 ②景観形成基準に合わない場合の対応を統一するため、代替措置についての整理が求められる。 ③工作物については、電柱等を含めすべて届出対象となっており、景観への影響が小さいものは対象外とすることによる届出負担の軽減が求められる。 ④特に届出件数の多い基地局や集合住宅の適切な景観の誘導が求められる。 ◆景観計画変更による記載項目の差異 <ol style="list-style-type: none"> ⑤東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区の追加について、景観計画変更を行っている。重点地区の景観形成方針は当重点地区のみの記載となっているため、すべての重点地区において記載が求められる。 ◆重要な景観要素への注目 <ol style="list-style-type: none"> ⑥新たに日本遺産に登録された文化財について、重要な歴史景観要素として記載の追加が求められる。 ◆上位・関連計画の策定等 <ol style="list-style-type: none"> ⑦区域区分の変更(市街化区域編入)や都市計画マスタープラン、みどりの基本計画の変更部分について、整合を図り、反映する必要がある。 ⑧草津市文化財保存活用地域計画に基づく歴史文化の保存・活用の中で、歴史資源を生かした観光の推進が求められる。 ⑨びわこ東海道景観基本計画に合わせた景観計画変更が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆届出制度の改善 <ol style="list-style-type: none"> ①景観形成基準について、地区計画が設定されている場合は、地区計画を優先して適用する旨を追記する。→第6章第2節に記載。 ②景観形成基準に合わない場合の代替措置を整理する。→第6章第2節に代替措置があることを記載し、ガイドラインに具体的な内容を整理。 ③景観への影響が小さいものは対象外とする方針で、届出対象の工作物を見直す。→第6章第1節で整理。 ④ガイドラインでの適切な誘導を行う。→ガイドラインに記載。 ◆景観計画の記載項目の統一 <ol style="list-style-type: none"> ⑤すべての重点地区の景観形成方針を記載する。→第5章第3節に記載。 ◆景観要素の記載追加 <ol style="list-style-type: none"> ⑥歴史景観として「草津のサンヤレ踊り」、「芦浦観音寺」の日本遺産登録に関する記述を追加する。→第1章「歴史的要素」、第4章第1節「歴史景観」に記載。 ◆上位・関連計画との整合を図る <ol style="list-style-type: none"> ⑦市街化区域編入に合わせてゾーンを変更する。また、都市計画マスタープラン、みどりの基本計画にて「水と緑(みどり)の軸」として新たに位置付けられている十禅寺川を河川軸として追加する。→第4章第2節の図を修正。 ⑧草津市文化財保存活用地域計画に基づく周遊ルートに含まれる景観資源の重点地区の設定を検討する。→周遊ルートは現在未設定のため今回は重点地区の設定について検討しない。 ⑨びわこ東海道景観基本計画との整合を図り、広域景観連携等に関する項目を追加する。また、将来的に大津市のほか、湖南エリアの湖岸周辺の市町村と景観形成における整合を図り連携を検討することを記載する。→第7章第4節に記載。 	
	他市の動向 <ul style="list-style-type: none"> 【大津市】(…草津市と景観連携している) ◆第2次大津市景観計画の策定(令和6年度予定) <ul style="list-style-type: none"> ・びわこ東海道景観基本計画との整合を図るため、草津市側から大津市を眺める対岸重要眺望点を設定。 ・歴史的風致維持向上計画との整合を図るため、堅田、坂本、大津百町に重点地区を設定。 ◆大津市の重点地区の設定 <ol style="list-style-type: none"> ⑩景観連携している大津市が新たに重点地区を設定予定のため、本市においても重点地区の追加等の検討が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆重点地区の追加検討 <ol style="list-style-type: none"> ⑩重点地区の追加を検討する。→大津市との対岸眺望区域の重点地区化を検討中。 	
市民アンケートによる評価 <ul style="list-style-type: none"> ◆市民目線の景観の現状 <ul style="list-style-type: none"> ・草津川跡地整備への関心が高い。(問2) ・ゴミなどで汚れた河川等が目立つ。(問3) ・山や川・湖などの自然景観の保全の重要度が高い。(問6) ・管理されていない空き家等や老朽建物への問題意識が高い。(問6) ◆景観を良くする取り組みへの積極性 <ul style="list-style-type: none"> ・家周辺の清掃や美化活動、緑化活動など身近な活動は既に取り組まれている。(問7) ・景観に関するセミナーやワークショップ等への関心は低い。(問7) ・景観を守るためのルールづくりや話し合いは、地域で取り組む必要があるとの意識が高い。(問7) ・景観を良くする取り組みの関わり方については、「可能な範囲で参加したい」が最も多い。(問8) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民の関心が高い景観要素の保全 <ol style="list-style-type: none"> ⑪草津川跡地周辺は、市民の関心が高い景観資源として記載の配慮が求められる。 ⑫自然景観を守っていききたい意向が多いことから、今後も自然景観の保全に配慮した取組みが求められる。 ◆景観づくりにおける市民の意識醸成の方法 <ol style="list-style-type: none"> ⑬景観を守るためのルールづくりにおいて、市民が話し合いの場に参加することで、市民の意識醸成につなげる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民の関心に寄り添った方針等の設定 <ol style="list-style-type: none"> ⑭草津川跡地周辺は、市の中心的・特徴的な景観要素として、草津川跡地利用基本計画と整合を図りながら景観づくりの基本方針等を新たに設定する。→第1章「都市的要素」、第4章第2節「都市景観」、「緑軸」に記載。 ⑮自然景観を保全するため、新たな施策の設定を検討する。→第8章第1節に記載。 ◆市民参加型の景観のルールづくり <ol style="list-style-type: none"> ⑯景観計画の改定等、景観を守るためのルールづくりにおいては、市民の話し合いの場を設けることとする。→第8章第3節に記載。 	
草津市の現状 <ul style="list-style-type: none"> ◆人口 <ul style="list-style-type: none"> ・人口は増加傾向。 ・高齢化率が高くなり、生産年齢人口は減少傾向。 ◆土地利用 <ul style="list-style-type: none"> ・人口増加に伴い、住宅地開発やマンション建設等が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆マンション建設と歴史景観の共存 <ol style="list-style-type: none"> ⑭重点地区である本陣通り沿道においてもマンション建設が進んでおり、引き続き重点地区として歴史的景観を守る配慮を促していくことが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆重点地区における集合住宅等の適切な景観誘導 <ol style="list-style-type: none"> ⑰今後も届出制度による規制誘導を行うとともに、景観形成ガイドラインの集合住宅等の建設における基準をより詳細化することを検討する。→ガイドラインに記載。 	
社会潮流 <ul style="list-style-type: none"> ◆人口 <ul style="list-style-type: none"> ・総人口、生産年齢人口ともに減少傾向。 ◆空き家・空き地 <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少に伴う空き家・空き地の増加の顕在化。 ◆持続可能な社会の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素化に向け、ソーラーパネルなどが増加。 ・IoTの発展による通信アンテナ基地などの増加。 ・地域主体の取組みの推進 ◆新たな技術の進展 <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクションマッピングやデジタルサイネージの普及。 ・照明技術の進化による夜間景観への注目。 ◆人が集う空間づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイルの変化による身近なパブリックスペースへの関心。 ・ウォーカブルなまちづくりの推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会状況の変化による景観に影響を及ぼす要素の出現 <ol style="list-style-type: none"> ⑱管理不全の空き家等の顕在化が懸念される。 ⑲大規模なソーラーパネルや通信アンテナ基地等の増加による景観への影響が懸念される。 ⑳プロジェクションマッピングやデジタルサイネージ等を利用した広告物は、誘目性が高いため景観への配慮が求められるが、屋外広告物条例には馴染まない場合もあることから、規制誘導の方法について検討が必要である。 ◆夜間景観への注目 <ol style="list-style-type: none"> ㉑ライトアップされた建築物やイルミネーションを利用したイベントなど、夜間景観への注目が集まっており、街の魅力が向上する夜間景観となるよう適正な景観誘導が求められる。 ◆人の交流を生む空間の需要の高まり <ol style="list-style-type: none"> ㉒人が集まり、多様な過ごし方ができるパブリックスペースの配置やウォーカブルなまちづくりが求められる中で、居心地の良い空間をつくるため、景観づくりの役割の重要性が高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会問題に合わせた景観誘導 <ol style="list-style-type: none"> ㉓空き家等については、今後も草津市空き家等対策計画と連携し、増加及び管理不全の抑止を図る。→第8章第4節に記載。 ㉔ソーラーパネルや通信アンテナ基地等の工作物については、今後も届出制度による規制誘導を行う。→第6章に既存の景観形成基準の内容を記載。 ㉕プロジェクションマッピングやデジタルサイネージ等の広告物の景観規制や魅力ある夜間景観の形成に向けた取組み(例：屋外広告物条例の改定、新たな条例の設定等)については、今後、滋賀県の動向を把握し、足並みを揃えながら規制誘導を図っていく必要があることを記載する。→第8章第3節に記載。 ◆人の交流やまちの魅力を生み出す景観整備 <ol style="list-style-type: none"> ㉖人の交流やまちの魅力を生み出す拠点として、草津川跡地公園や駅周辺において、居心地が良く歩きたくなる、立ち寄りたくなるまちづくりの視点で景観形成を促す記載を追加する。→第4章第1節「都市景観」、第4章第2節「まちなかゾーン」、「緑軸」に記載。 	